

検討の背景

○社会情勢等

人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化・デジタル化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に
学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要

○読書をめぐる現状・課題

急激に変化する時代に必要とされる資質・能力を育む上で、読解力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠
・図書館数は増加、学校図書館の整備等も進む一方、整備状況には地域格差も。不読率は子供、成人ともに上昇傾向
・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）（令和元年7月）等を踏まえた読書環境整備が必要

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5～R9)

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮し、
社会全体で子どもの読書活動を推進する必要がある

＜基本の方針＞

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

○連携・協力

多様な子どもの読書活動推進に様々な機関、人々の連携・協力が不可欠
学校図書館・図書館間の連携・協力体制の強化は極めて重要

○図書館、学校等における取組の促進等

ICTの急速な発展等の昨今の社会の変化、読書バリアフリー法を踏まえ、
「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「学校図書館ガイドライン」
等について必要な見直しを検討

学校教育の情報化の推進に関する法律(R元)

デジタル田園都市国家構想総合戦略(R4)

学習指導要領改訂(H29～R元) 主体的・対話的で深い学び
中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(R3)

第4期「教育振興基本計画」(R5～)

＜総括的基本方針＞

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
日本社会に根差したウェルビーイングの向上

○社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成

図書館等は、社会教育の拠点として自らが果たす役割の明確化、
地域住民の意向を運営に取り入れることによる機能強化が重要。
この際、社会的包摂の観点からの対応が求められる

○教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

図書館等におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実

社会の変化等(デジタル社会、読書バリアフリー等の社会的包摂等)への対応をはじめ、図書館・学校図書館の運営の充実喫緊の課題

家庭、地域、学校等の連携・協力により、社会全体で読書環境を充実（本会議の視点）

論点(案)

これからの図書館・学校図書館の運営に求められる事項について、以下の論点から検討

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応

- ・社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、図書館・学校図書館の意義を高める効果的なデジタル活用の在り方、必要な資料（種類等）やサービス、施設・設備の在り方、これらに対応するために求められる司書教諭、学校司書、司書等の人材の在り方（役割や専門性等）

2. 多様な人々のための読書環境の整備

- ・読書バリアフリーへの対応に向けて求められる事項（読書バリアフリー法等を踏まえた対応）
 - －図書館・学校図書館の利用に係る体制の整備（アクセシブルな書籍や円滑な利用のための支援の充実等（サービス、設備等））、人材
- ・社会的包摂の視点から、障害者、外国人、高齢者等、多様な人々の読書環境の充実に向けて求められる事項

3. これからの子供の学びを支える読書環境の充実

- ・学習指導要領に基づく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実、主体的・対話的で深い学びの実現
- ・不読率の低減や子供主体の読書の取組の推進を図るために、図書館・学校図書館に求められる資料、サービス、施設・設備、人材の在り方

II. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

1. 関係機関等との連携・協働の促進等

- ・地域コミュニティへの寄与のため、図書館・学校図書館に求められる役割、これらに対応した資料、サービス、施設・設備、人材
- ・地域の多様な関係機関等との連携・協働（学習資源・人的資源の共有の促進等）による読書環境の充実に向けて求められる事項
（図書館と関係機関等との連携上の課題とされている事項（過度な複本や新刊貸出時期、地元書店からの書籍購入、装備費負担等）に係る現状分析を含む）

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

- ・Ⅰ～Ⅱ－1の検討を踏まえ、必要となる組織体制、館長（校長）、司書教諭、学校司書、司書に求められる資質向上（研修等）の在り方
- ・司書教諭、学校司書、司書の配置充実に向けた課題等（処遇の在り方等）
- ・読書推進人材（絵本専門士、認定絵本土、朗読指導者、読書アドバイザー）の活用

3. その他

- ・上記を踏まえ図書館・学校図書館の評価に求められる内容等、その他留意すべき事項（著作権法改正、学校施設整備指針改訂（R4）対応等）

第7回の論点に関する現状・基本的方向性

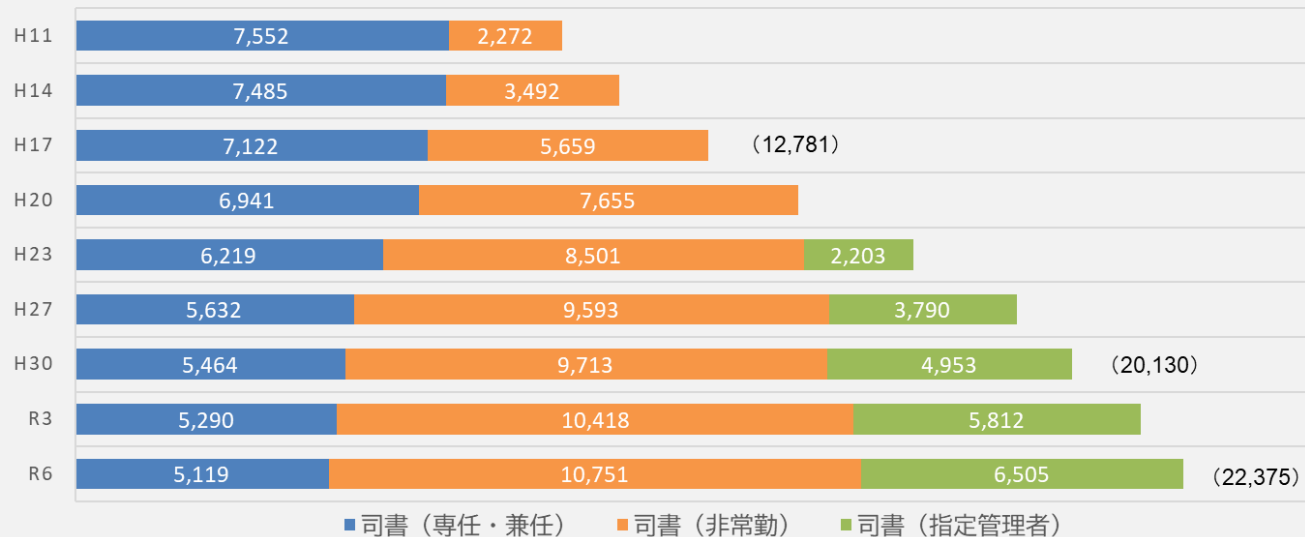
Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

現 状

図書館数の増加に伴い、司書数は継続的に増加傾向

司書数の推移



〇割合の推移

	H 1 1	H 1 4	H 1 7	H 2 0	H 2 3	H 2 7	H 3 0	R 3	R 6 (中間報告)
専任・兼任	76.9%	68.2%	55.7%	47.6%	36.7%	29.6%	27.1%	24.6%	22.9%
非常勤	23.1%	31.8%	44.3%	52.4%	50.2%	50.4%	48.3%	48.4%	48.0%
指定管理者	-	-	-	-	13.0%	19.9%	24.6%	27.0%	29.1%

※H20年度調査以前は、指定管理者が配置する司書数を調査していない

出典：社会教育統計

第7回の論点に関する現状・基本的方向性

Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

現 状 司書教諭の発令、学校司書の配置が進む一方、学級数や学校種によるばらつきが課題

司書教諭・学校司書の配置状況

司書教諭について

学校図書館法第5条等において、**12学級以上の「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、12学級以上の学校には必ず司書教諭の発令を行うこと。**

【司書教諭の発令状況】

小学校	全体の状況	12学級以上の学校における発令状況	中学校	全体の状況	12学級以上の学校における発令状況	高等学校	全体の状況	12学級以上の学校における発令状況
国立	92.6% (100.0%)	92.6% (100.0%)	国立	71.0% (72.6%)	95.7% (95.9%)	国立	64.7% (64.7%)	100.0% (100.0%)
公立	69.9% (67.9%)	99.4% (99.4%)	公立	64.3% (64.6%)	98.9% (98.9%)	公立	86.2% (87.0%)	98.5% (99.3%)
私立	61.8% (64.3%)	87.8% (89.2%)	私立	46.7% (68.4%)	66.7% (88.0%)	私立	70.9% (79.6%)	80.6% (88.2%)
特区	0.0% (50.0%)	0.0% (100.0%)	特区	- (-)	- (-)	特区	12.5% (10.5%)	100.0% (100.0%)
合計	69.9% (68.0%)	99.2% (99.3%)	合計	63.0% (65.0%)	97.0% (98.3%)	合計	81.5% (84.5%)	93.2% (96.1%)

※令和2年5月1日現在。()内は平成28年4月1日現在。 出典:文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

学校司書について

学校図書館法第6条において、学校には、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員として**学校司書を置くよう努めなければならない**と規定されており、引き続き必要な学校司書の配置に努めること。

【学校司書の配置状況】

小学校	配置学校数	全体に占める割合	中学校	配置学校数	全体に占める割合	高等学校	配置学校数	全体に占める割合
国立	40校 (42校)	58.8% (58.3%)	国立	38校 (40校)	55.1% (54.8%)	国立	13校 (13校)	76.5% (76.5%)
公立	13,051校 (11,561校)	69.1% (58.8%)	公立	6,027校 (5,392校)	65.9% (57.1%)	公立	2,290校 (2,349校)	66.4% (66.9%)
私立	109校 (115校)	46.8% (51.3%)	私立	310校 (521校)	42.0% (70.4%)	私立	775校 (915校)	55.2% (66.4%)
特区	2校 (2校)	100.0% (100.0%)	特区	- (-)	- (-)	特区	1校 (2校)	6.3% (10.5%)
合計	13,202校 (11,720校)	68.8% (58.8%)	合計	6,375校 (5,953校)	64.1% (58.0%)	合計	3,079校 (3,279校)	63.0% (66.6%)

※令和2年5月1日現在。()内は平成28年4月1日現在。 出典:文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

第7回の論点に関する現状・基本的方向性

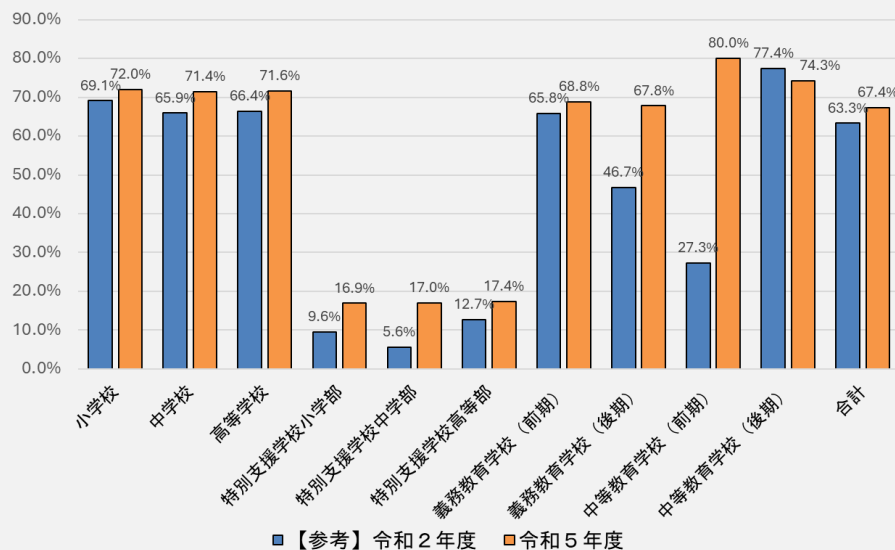
Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

現 状 司書教諭の発令、学校司書の配置が進む一方、学級数や学校種によるばらつきが課題

学校司書の配置状況

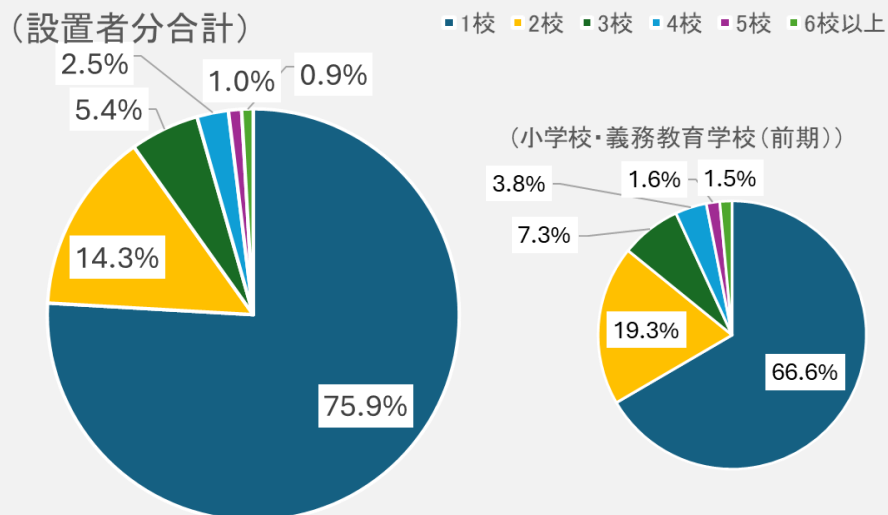
各学校種における学校司書の配置の有無 (令和5年5月1日現在)



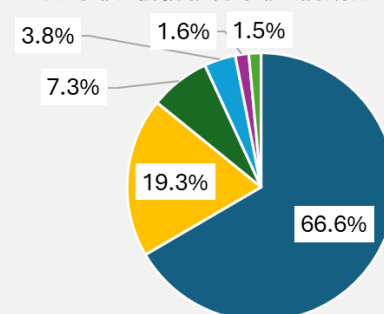
注: 上記は学校司書を配置している学校の割合。
「【参考】令和2年度」の数値は、令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果より。

学校司書の配置状況

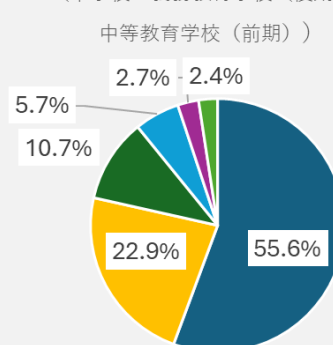
(設置者分合計)



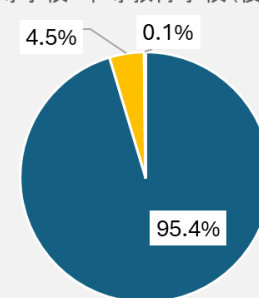
(小学校・義務教育学校(前期))



(中学校・義務教育学校(後期)・中等教育学校(前期))



(高等学校・中等教育学校(後期))



出典: 文部科学省 「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果

第7回の論点に関する現状・基本的方向性

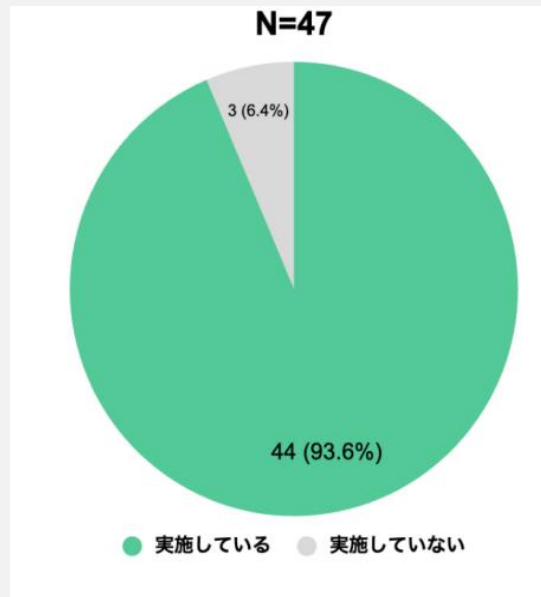
Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

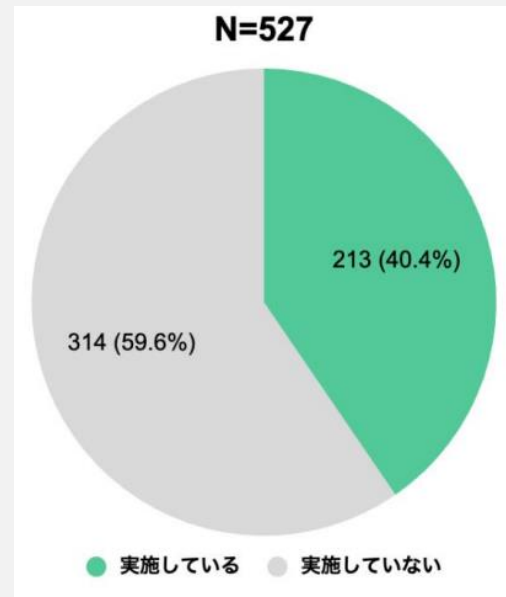
現 状 都道府県は9割以上研修を実施しているものの、その他の市区町村での研修実施が約3割に留まる

司書の研修状況

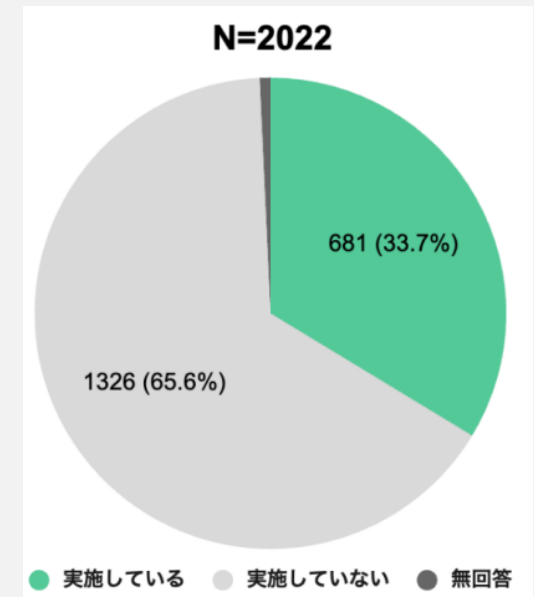
図書館の研修主催状況



都道府県



政令市・中核市



その他市区町村

出典：文部科学省令和5年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究「読書活動の推進に携わる人材の育成に関する実態調査」報告書

第7回の論点に関する現状・基本的方向性

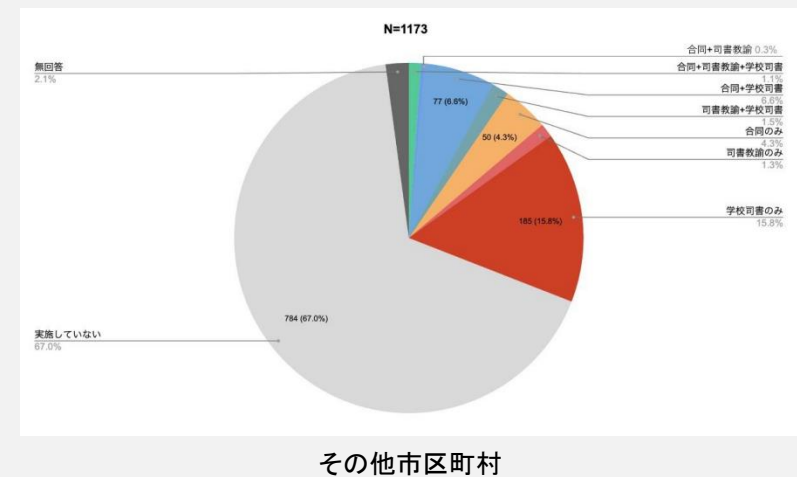
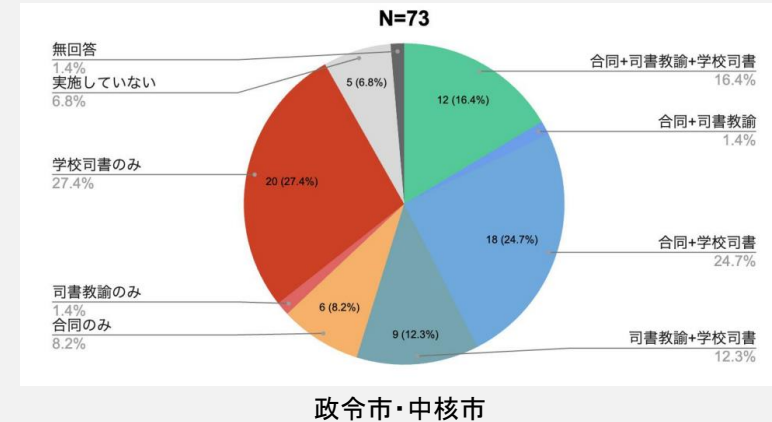
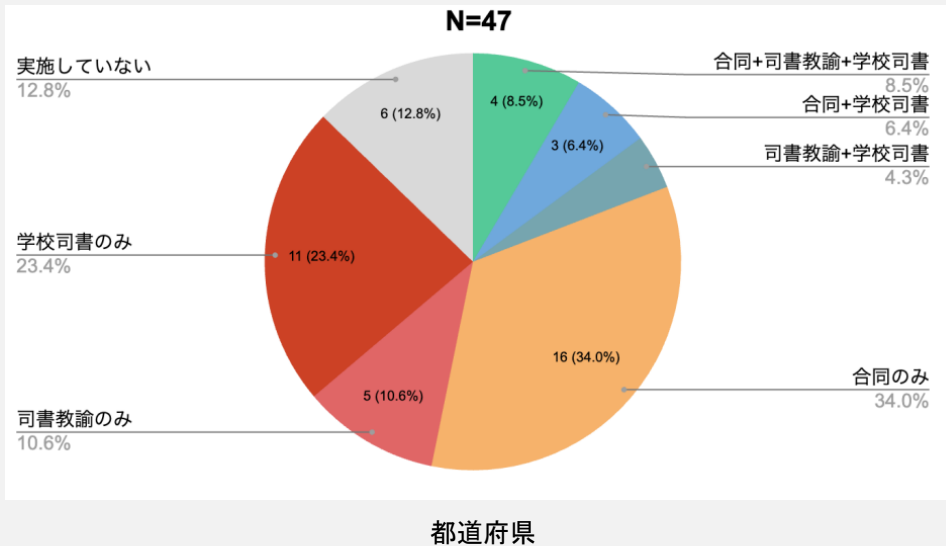
Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

現 状 都道府県、政令市・中核市の約9割が研修を実施しながらも、その他の市区町村での研修実施が約3割

司書教諭・学校司書等の研修状況

教育委員会学校図書館所管課の研修主催状況



出典：文部科学省令和5年度子供の読書活動の推進に関する調査研究「読書活動の推進に携わる人材の育成に関する実態調査」報告書

第7回の論点に関する現状・基本的方向性

Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

図書館・学校図書館に求められる人材の育成等に係る基本的方向性

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第二 公立図書館 一 市町村立図書館 4 職員

(一)職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

(二)職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

第一 総則 四 連携・協力

- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

第二 公立図書館 二 都道府県立図書館 5 職員

(一)職員の配置等

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

第二 公立図書館 二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援 (略)
- 3 調査研究 (略)
- 4 図書館資料 (略)

第三 私立図書館 四 職員

- 1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- 2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

第7回の論点に関する現状・基本的方向性

Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

学校図書館ガイドライン(平成28年11月29日文部科学省初等中等教育局長通知)

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)

第4章 子どもの読書活動の推進方策

I 共通事項 2 人材育成

本計画実施期間において、こうしたニーズに対応できるよう、国、都道府県、市町村、図書館等、関連機関は、読書活動に携わる人材育成の在り方を見直し、必要に応じ、研修その他の適切な措置を講ずることが求められる。その際、社会教育士の称号を得た司書や学校司書は、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核としての活躍も期待されている。

- (1) 司書及び司書補等について 国及び都道府県教育委員会は、「図書館法」(昭和25年法律第118号)第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。
- (2) 司書教諭、学校司書等について 司書教諭、学校司書のみならず、学校での取組に関わる多種多様な人材の資質向上のために研修等を充実させる必要がある。子どもたちに日常的に最もよく接するのは一般の教師であり、研修等を通じて、全ての教師が読書活動の重要性を認識し子どもたちに働き掛けること、また、より総合的に読書活動が促進されるよう、指導主事や校長等の研修において、子どもの読書活動に関する内容の充実が図られることが重要である。

図書館法(昭和25年法律第118号)

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第7回の論点と検討の視点（案）

Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

論点と検討の視点（案）

1 今後の図書館・学校図書館に求められる組織体制、役割

【共通事項】

- ・ 専門的なサービスを実施するために職員（司書、司書教諭、学校司書）、ボランティア等の人数はどのくらい必要か

【学校図書館】

- ・ 学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、組織的に取り組むことの重要性

2 館長（校長）、司書教諭、学校司書、司書に求められる資質向上の在り方

【共通事項】

- ・ 多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するために求められるスキル、知識、能力が急速に変化・複雑化する中で、読書活動に携わる人材の育成の在り方とは何か

【図書館】

- ・ 情報化・国際化の進展や読書バリアフリーへの対応等に留意しつつ、司書・司書補等に対する継続的・計画的な研修の実施の必要性

【学校図書館】

- ・ 学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするために、学校教職員の一人として学校司書が職員会議や校内研修等に参加する必要性

3 司書教諭、学校司書、司書の配置充実に向けた課題等

【共通事項】

- ・ 図書館・学校図書館所管課において、所管の図書館・学校図書館が専門的なサービスを実施する上で必要な司書及び司書補を確保するために求められる採用時の要件及び処遇改善の重要性